平成２２年（フ）第３１１号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地109棟404号、従前の住所神戸市西区玉津町今津531番地の11
債務者　森　　隆秀
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０２号
神戸市北区鈴蘭台北町９丁目15番４号田窪方、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町９丁目22番８号
債務者　西村　安代
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５８号
神戸市東灘区深江本町２丁目９番３号
債務者　川栄工業こと　川栄　　登
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６７号
神戸市灘区篠原南町６丁目１番22―203号
債務者　岩山美智代
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８０号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―604号
債務者　藤谷　光良
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８５号
神戸市長田区山下町１丁目１番１号小高マンション201号、従前の住所神戸市西区樫野台５丁目２番地
債務者　諸石　公子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９５号
神戸市灘区畑原通５丁目３番10号
債務者　八木　仁志
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０４号
神戸市須磨区千守町２丁目１番４号
債務者　村井　利行
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０６号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番531―203号
債務者　柳元　信生
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０８号
神戸市灘区長峰台１丁目３番11号
債務者　小林恵理子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７号
山口市嘉川435番地
債務者　山根　紀栄
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
山口市小郡上郷1329番地１　宮ノ原市営住宅502号
債務者　清水　節子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
山口市大内御堀777番地251
債務者　佐鹿　壽惠
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８２号
山口市嘉川3365番地１
債務者　川嶋　節子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８６号
山口市下竪小路79番地　森脇ビル507号
債務者　齋藤　京子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
山口県下関市安岡町２丁目３番26号　丸山アパート
債務者　小川　博行
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
広島県福山市入船町１丁目７番22号
債務者　山本時子こと　山本トキコ
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係